

承認第2号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

多可町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第 2 号

多可町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

多可町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
の制定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定によ
り、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日専決

多可町長 吉 田 一 四

多可町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

令和6年3月30日

条例第 20 号

多可町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年多可町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改め、「第28条の9第10項」の次に「第1号」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

多可町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
(課税免除の要件等) 第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項</u>の表第1号の中欄又は<u>第45条第2項</u>の表第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第3項</u>の表第1号の下欄又は<u>第45条第2項</u>の表第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)・(2) (略)	(課税免除の要件等) 第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項</u>の表第1号の中欄又は<u>第45条第3項</u>の表第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第4項</u>の表第1号の下欄又は<u>第45条第3項</u>の表第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)・(2) (略)